

提	3
総会	1 7 1

提 案

日本学術会議会則の一部を改正する規則案

- 1 提 案 者 会 長
- 2 議 案 日本学術会議会則の一部改正について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 緊急課題等に迅速に対応できるようにするために、分科会が表出主体となる提言及び報告に係る手続を簡略化するものである。

○日本学術会議規則第 号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

日本学術会議会長 大西 隆

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第二項ただし書中「意思の表出」の下に「（提言及び報告を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
第九章 委員会 （委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会） 第二十七条 （略） 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（提言及び報告を除く。）に關してはこの限りでない。	第九章 委員会 （委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会） 第二十七条 （略） 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出に關してはこの限りでない。

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号） 改正案 参照条文

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）（抄）

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。

○日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）（抄）

（意思の表出）

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 報告
- 五 回答

別表（第二条関係）

回答	報告	提言	声明	要望	種類
学術会議	学部、分科、アカデミー又は若	学部、分科、アカデミー又は若	学術会議	学術会議	表出主体
術関係機関が回答すること。審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学	法第五条が審議の結果を公表すること。部、委員会、分科会又は若手アカ	法第五条が実現を望む意見等を発表すること。部、委員会、分科会又は若手アカ	法第五条に特各号に掲げる事項について、意見等を発表すること。	法第五条を各号に掲げる事項に關し、学術會議が政府及び關係機關等に	定義

提	4
総会	1 7 1

提 案

日本学術会議細則の一部を改正する決定案について

- 1 提案者 会 長
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり改正すること。
- 3 提案理由 日本学術会議の広報については、これまで科学者委員会（広報・科学力増進分科会）において検討・対応してきたところであるが、報告書「日本学術会議の今後の展望について」（平成27年3月20日日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議）の指摘を踏まえ、今後、日本学術会議全体として戦略性をもった広報の実施に取り組み、その効果的・積極的な活用を図り、より一層の検討・対応を行っていくために、日本学術会議の運営について審議する幹事会の下に、幹事会附置委員会として広報委員会が設置されたことに伴い、科学者委員会の職務に所要の改正を行うものである。

（参考）

○日本学術会議細則（抄）

（総則）

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号、以下「会則」という。）に定めるもの及び会則において幹事会で定める事項とされているもののほか、この細則の定めるところによる。

（常置の委員会の設置）

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

2 略

日本学術会議細則（平成１７年１０月４日日本学術会議第１４６回総会決定）の一部を次のように改正する。

改 正 案			現 行		
別表第２（第１０条関係）			別表第２（第１０条関係）		
委員会名	委員長	職務	委員会名	委員長	職務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
科学者委員会	(略)	科学者の在り方、人権及び自由交流に関する事、科学における男女共同参画に関する事、会員及び連携会員の辞職（会則第９条第３項、同第１３条第２項）、会員及び連携会員の退職（会則第１０条第２項、同第１４条第２項）、地区会議に関する事、日本学術会議協力学術研究団体に関する事、その他科学者間の連携に関する事	科学者委員会	(略)	科学者の在り方、人権及び自由交流に関する事、科学における男女共同参画に関する事、会員及び連携会員の辞職（会則第９条第３項、同第１３条第２項）、会員及び連携会員の退職（会則第１０条第２項、同第１４条第２項）、 <u>学術会議全体としての広報に関する事（刊行物の編集、シンポジウムの企画等）</u> 、地区会議に関する事、日本学術会議協力学術研究団体に関する事、その他科学者間の連携に関する事
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。